

平成23年度

福島町議会定例会

1月会議議案

福島町

町税条例の一部改正について

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年1月17日提出

福島町長 村田 駿

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和30年福島町条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618</u>円とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</u></p> <p><u>第9条 分離課税に係る所得割の額は、</u> <u>当分の間、第53条の3及び第53条の4の</u> <u>規定を適用して計算した金額からそ</u> <u>の10分の1に相当する金額を控除して</u> <u>得た金額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合におけ</u> <u>る第53条の8及び第53条の12第1項の</u> <u>規定の適用については、これらの規定</u> <u>中「第53条の4」とあるのは、「第53</u> <u>条の4並びに附則第9条第1項」とする。</u></p> <p>(町たばこ税の税率の特例)</p> <p>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和44年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る町たばこ税の税率は、第95条の規定にかかわら</p>	<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262</u>円とする。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 削除</p> <p>(町たばこ税の税率の特例)</p> <p>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和44年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る町たばこ税の税率は、第95条の規定にかかわら</p>

ず、当分の間、1,000本につき2,190円とする。

2 (略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については

_____平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る**当該特例損失金額**は、その者の平成24年度以後の年度分

_____の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年_____において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第33条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る**特例損失金額**のうち、同項の規定の

ず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 (略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。

この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る**当該損失対象金額**は、その者の平成24年度以後の年度分**で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分**の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る**損失対象金額**のうち、同項の規定の

適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第33条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 (略)

適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 (略)

(個人の町民税の税率の特例等)

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日
- (2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係るこの条例による改正前の町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の

例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、
なお従前の例による。

議案第43号

平成23年度福島町一般会計補正予算（第10号）

平成23年度福島町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,216千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,536,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年1月17日提出

福島町長 村 田 駿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		1,789,483	1,216	1,790,699
	1 地 方 交 付 税	1,789,483	1,216	1,790,699
歳 入 合 計		3,535,671	1,216	3,536,887

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		468,212	1,216	469,428
	1 教 育 総 務 費	40,841	83	40,924
	2 小 学 校 費	18,118	650	18,768
	6 保 健 体 育 費	378,126	483	378,609
歳 出 合 計		3,535,671	1,216	3,536,887

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	1,789,483	1,216	1,790,699
計	3,535,671	1,216	3,536,887

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10 教育費	468,212	1,216	469,428				1,216
計	3,535,671	1,216	3,536,887				1,216

入 歳

2 歳 入

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	1,789,483	1,216	1,790,699	1 地方交付税	1,216	普通交付税 1,216
計	1,789,483	1,216	1,790,699			

歲 出

3 歳 出

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
4 教員住宅管理費	429	83	512				83	11 需用費	83	教員住宅整備事業費 11 修繕費	83 83
計	40,841	83	40,924	0	0	0	83				

10款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	18,118	650	18,768				650	11 需用費	650	各学校校舎営繕事業費 11 修繕費	650 650
計	18,118	650	18,768	0	0	0	650				

10款 教育費

6項 保健体育費

2 総合体育館運営費	12,890	483	13,373				483	11 需用費	483	総合体育館運営費 11 修繕費	483 483
計	378,126	483	378,609	0	0	0	483				